

ケアプランさくら苑

居宅介護支援事業所 重要事項の概要

1 当社が提供するサービスについての相談窓口および営業時間

月曜日～土曜日・・・午前8：30～午後5：30
休日・・・日曜日、12月30日～1月3日

電話・・・048-551-3780

2 居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業所の事業所番号および通常の事業の実施地域

事業所名 ケアプラン さくら苑

所在地 〒366-0041 埼玉県深谷市東方4294-8

介護保険事業所番号 居宅介護支援 (1174600419)

通常の事業の実施域 深谷市 上里町 本庄市 熊谷市 行田市 寄居町
群馬県(高崎市、前橋市、藤岡市、富岡市、伊勢崎市)
※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者 1名(主任介護支援専門員兼務)
介護支援専門員 2名以上(常勤換算)

3 利用料金

(1) 利用料

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【契約書別紙】のとおりです。

(2) 交通費

・前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

・それ以外の地域にお住まいの方は実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の通りです。

- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満は500円。
- ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上は1000円。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合で終了する場合
文書でお申し込みくだされば、いつでも解約できます。
- ② 当社の都合で終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援と認定された場合。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 当社の居宅介護支援の運営方針

- ・利用者である要介護者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスにつとめます。
- ・介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。
- ・地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者ならびにその他の保険医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的、効率的なサービスの提供に努めます。
- ・利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

6 サービス内容に関する苦情等について

(1) 当社お客様相談・苦情などの担当窓口

電話・・・048-551-3780です。

(2) その他、当社以外に、各市町村の介護保険事務所の相談窓口等に相談・苦情を伝えることができます。

- ・大里広域市町村圏組合・・・048-501-1330
- ・深谷市役所・・・048-571-1211
- ・熊谷市役所・・・048-524-1111
- ・行田市役所・・・048-556-1111
- ・寄居町役場・・・048-581-2121
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会・・・048-824-2568

7 秘密保持について

- (1) 当社、介護支援専門員及び当社の従業員は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 当社はおお客様及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、お客様及び家族の個人情報を用いません。

8 事故発生時の対応

- (1) 当社はおお客様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、お客様の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 当社は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 当社は、お客様に対する指定居宅介護支援の提供により、当社の責めに帰すべき事由によりお客様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、お客様に対してその損害を賠償します。

9 虐待防止のための措置

- (1) 利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待を防止するための指針を整備し、定期的な研修を実施します。
- ③ 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

- (2) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 0 事業継続計画

- (1) 事業継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

1 1 衛生管理

- (1) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染症防止に関する委員会を6月に1回以上開催し、その結果について従業員に対し研修及び訓練を定期的実施します。

事業者 有限会社システック
ケアプランさくら苑